

新潟市療育手帳制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市療育手帳制度要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(知的障がいの定義)

第2条 この要綱において、「知的障がい」とは、知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。

(知的障がいの程度)

第3条 知的障がいの程度は、次に掲げる基準により「重度」と「その他」に区分するものとする。この場合において、療育手帳（別記様式第1号）の「障がい程度（総合判定）」には、「重度」の場合は「A」と、「その他」の場合は「B」と表示する。

(1) 重度「A」

ア 18歳未満の者

平成24年8月20日障発0820第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「重度障害児支援加算費について」）の2対象となる措置児童等についての（1）又は（2）に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

イ 18歳以上の者

昭和43年7月3日付け児発第422号厚生省児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の（1）に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) その他「B」

知能検査又は発達検査による知能指数又は発達指数が概ね70以下の者であって、前号に該当するもの以外の程度のもの

(判定基準)

第4条 市長は、児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がい者及び知的障がい児（以下「知的障がい者」という。）が次のいずれにも該当すると判定された場合に療育手帳を交付するものとする。

(1) 知的機能の障がいについて

ウェクスラー式知能検査若しくはビネー式知能検査又はこれらに類する知能検査によって測定された結果、知能指数が概ね70までの場合。なお、知能検査が困難な者については、発達検査等により測定する。

(2) 日常生活能力について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が、総合的に同年齢の別表4に掲げる日常生活能力水 a から d のいずれかに該当する場合。

- 2 程度別判定は、知能指数又は発達指数がⅠからⅣまでのいずれかに該当するかを判断するとともに、日常生活能力が a から d までのいずれかに該当するかを判断し、次の表のとおり行うものとする。なお、知能指数又は発達指数が36～50であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳を交付され、かつその障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級、2級又は3級に該当するものは、重度と判定する。

日常生活能力 知能指数又は 発達指数	a (最重度)	b (重度)	c (中度)	d (軽度)
Ⅰ（知能指数又は発達指数 ～ 20）		最重度知的障がい		
Ⅱ（知能指数又は発達指数 21～35）		重度知的障がい		
Ⅲ（知能指数又は発達指数 36～50）		中度知的障がい		
Ⅳ（知能指数又は発達指数 51～概ね70）		軽度知的障がい		

(旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引の種別)

第5条 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引の種別を以下のとおりとし、療育手帳に記載するものとする。

(1) 第1種知的障害者

第3条において、「重度」と判定され、療育手帳にAと表示された者

(2) 第2種知的障害者

第3条において、「その他」と判定され、療育手帳にBと表示された者

(交付申請)

第6条 療育手帳（以下「手帳」という。）の交付申請は、知的障がい者又はその保護者が、療育手帳（交付・再交付・再判定）申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）に知的障がい者本人の写真を添付して、市長に対して行うものとする。

(交付の決定及び交付)

第7条 市長は、要綱第4条第2項に基づき手帳交付の可否を決定したときは、交付対象者に対しては療育手帳交付通知書(別記様式第3号)によりその旨を通知するとともに、手帳を交付するものとする。

- 2 交付対象と認められなかった者に対しては療育手帳非該当通知書(別記様式第4号)によりその旨を通知する。

(障がい程度の確認)

第8条 障がいの程度の確認は、前回の判定の際に次回判定年月として示された時期に行うので、手帳交付の際、知的障がい者又はその保護者にその旨指導する。

- 2 再判定の手続きは、第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第5条」と、「手帳を交付」とあるのは「先に交付した手帳と引き換えに新たな手帳を交付」と読み替えるものとする。
- 3 障がい程度の確認のために必要な再判定に当たっては知的障がい者の居住地を管轄する福祉事務所長(以下「管轄福祉事務所長」という。)が、交付台帳により当該年度10月から3月までの再判定予定者を毎年度8月に、翌年度4月から9月までの再判定予定者を毎年度2月に新潟市児童相談所又は新潟市知的障がい者更生相談所(以下「児童相談所等」という。)に判定依頼する。
- 4 児童相談所等は障がいの程度の確認のため判定を行ったときは、手帳に必要事項を記入し、手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者に返付する。
- 5 児童相談所等は、障がいの程度に変更があった場合は、当該対象者又はその保護者に制度上の扱いの変更を説明し、非該当となった場合には、手帳の返還について指導する。

(記載事項の変更の届出等)

第9条 手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、療育手帳変更届出書(別記様式第5号)により療育手帳の交付を受けた知的障がい者の居住地を管轄する福祉事務所の長を経由して市長に届け出なければならない。

- (1) 知的障がい者の氏名、住所、生年月日
- (2) 保護者及び保護者の氏名、住所、生年月日

- 2 前項の届出があったときは、手帳の記載事項を訂正のうえ届出者に返付する。

(手帳の再交付)

第10条 手帳を亡失したとき若しくは破損したとき又は記載欄に余白がなくなったときは、手帳の再交付を行うものとし、この場合の申請は、第6条の規定により行う。

- 2 前項の申請を受理した場合は、受理した福祉事務所において手帳を作成し、申請者に交付する。

(手帳の返還)

第 1 1 条 手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者は、交付を受けた者が交付対象者に該当しなくなったとき、死亡したときその他手帳を必要としなくなったときは、療育手帳返還届（別記様式第 6 号）により手帳を返還しなければならない。

(転居の場合における手帳の取扱い)

第 1 2 条 新潟市以外の区域へ転出した場合

- (1) 手帳の交付を受けた知的障がい者が、新潟市以外の区域に住所を移し、新住所地の都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）から新たに手帳交付を受けた場合は、本市発行の手帳は返還する。
- (2) 都道府県等から、手帳を新規交付するために、児童相談所長等へ障がい程度の照会が行われた場合は、当該知的障がい者又は保護者の同意を確認の上、回答を行う。回答に当たっては、直近の結果（交付台帳もしくは再判定結果）の写しと、その他参考となる資料を送付する。

2 新潟市以外の区域から転入した場合

- (1) 新規に発行する。ただし、要綱第 4 条第 3 項の規定による場合はこの限りではない。
- (2) 知的障がい者又はその保護者が、旧住所地の児童相談所又は知的障害者更生相談所における判定資料の活用について申出書（別記様式第 7 号）を提出した場合、原則として可能な限り旧住所地の都道府県等の判定資料を活用し、新たに面接を行うことなく手帳を交付する。
- (3) 前号の申出書が提出された場合は、旧住所地の児童相談所又は知的障害者更生相談所に判定資料の提供を依頼する。
- (4) 手帳を新規交付する場合、その交付までの間、他の都道府県等発行の手帳は継続利用できる。この場合、別表「療育手帳互換表」に従い必要事項を他都道府県等発行の手帳余白欄に朱書し、押印する。
- (5) 本市手帳を新規交付する際は、旧住所地の手帳の前号にかかる朱書部分を抹消し、交付対象者へ返付する。この場合において、一貫した指導・相談に必要な事項は、旧住所地の手帳から本市新規発行の手帳に転記する。

(交付台帳等の作成および手帳の管理)

第 1 3 条 市長及び児童相談所等の長は、療育手帳交付台帳を作成する。

- 2 市長及び児童相談所等の長は、手帳の記載内容に変更があったとき又は返還があったときは、交付台帳の当該関係部分を訂正又は抹消する。
- 3 児童相談所等は、手帳に関する必要な事項を児童票又は知的障がい者相談判定票に記録する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 1 号アの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用とする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある旧要綱の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

(別 表)

1 療育手帳互換表

本市区分	他都道府県等の障がい区分表示
A	A, ㊤, A ₁ , A ₂ , ㊤ ₁ , ㊤ ₂ , A ₁ , A ₂ , 1度, 2度, AⅠ, AⅡ, A身, A精重, A精中, A _{2a} , A _{2b} , A ₃ , A-1, A-2, A°, Aa ₁ , Aa ₂ , Aa ₃ , Aa ₄
B	上記以外の表示全て

2 互換表によりがたい表示については、管轄の児童相談所又は知的障がい者更生相談所へ照会すること。

3 市長が行う朱書押印は次のとおりとする。

この手帳は、新潟市発行の手帳とみなされます。

障がいの程度 : (A ・ B)

旅客運賃減額 : (第1種・第2種知的障害者)

年 月 日

新潟市長 

4 日常生活能力水準

程度 年齢	a (最重度)	b (重度)	c (中度)	d (軽度)
1 : 0 ～ 1 : 5 歳	A 身边全介 助。スプーン でやっど飲 める。 M 頭の向きを 変えること ができても 寝返りはで きない。	A スプーンで 与えれば飲 めるが全介 助。 M 寝返りそう にするが寝 返りはでき ない。 C あやすと声	A スプーンで 与えれば飲 み, コップも もてるが全 介助。 M 寝返りはで きるがおす わりは不安 定。	A ビスケット などをもた せると自分 で食べられ るがスプー ンをもとう としない。 M おすわり, つかまり立

	C あやすと声を出して笑う程度。 人に笑いかけることはできない。 C 眼前のものを注視するが歩く人を目で追わない。 I 玩具に関心を示さない。 DA (<0:3.6)	を出して喜ぶが自分からは求めない。 C 歩く人を目で追うが働きかけはしない。 I 玩具に少し関心を示すが手にする程度。 DA (0:2.4～0:6.3)	C 人に向って声を出す人真似はできない。 C 誰もいなくなると泣くが家族の区別はほとんどできない。 I 玩具を手にするがもちかえる程度。 DA (0:4.2～0:9)	ち程度。 C 簡単な身振りのマネをする程度。 C 喃語はさかんでも有意味語はない。 I 玩具でごく簡単な遊び。 DA (0:6～1:0.6)
1 : 6 ～ 1 : 1 1 歳	A スプーンで与えれば飲めるが全介助。 M 寝返りそうにするができない。 C あやすと声を出して喜ぶが自分からは求めない。 C 歩く人を目で追うが働きかけはしない。 I 玩具に少し関心を示し手でつかんでいられる。 DA (<0:4.8)	A スプーンで与えれば飲み、コップももてるが全介助。 M 寝返りはできるが、おすわりは不安定。 C 人に向って声を出す人真似はできない。 C 誰もいなくなると泣くが家族の区別はほとんどできない。 I 玩具を手にするがもちかえる程度。	A ビスケットなどをみせると自分で食べられるがスプーンをもとうとしない。 M おすわり、つかまり立ち程度。 C 簡単な身振りのマネをする程度。 C 喃語はさかんでも有意味語はない。 I 玩具でごく簡単な遊び。 DA (0:6.3～1:0)	A 自分でスプーンをもち食べようとするがほとんど全介助。 A 排泄の際介助に少し応じようとする。 M 一人立ち、つたい歩き程度。 C 簡単な指示・禁止が動作でわかる程度。(オイデ、チョウダイ) C 音声はまねするが有意味語にはならない。

		DA (0:3.6～ 0:8.4)		DA (0:9～ 1:4.8)
2 歳	A スプーンやコップで与えれば飲めるが全介助。 M 寝返りはできるが、おすわりは不安定。 C 人に向って声を出すが人真似はできない。 C 誰もいなくなると泣くが家族の区別はほとんどできない。 I 玩具を手にするがもちかえる程度。 DA (<0:7.2)	A ビスケットなどをもたせると自分で食べられるがスプーンをもとうとしない。 M おすわり、つかまり立ち程度。 C 簡単な身振りのマネをする程度。 C 喃語はさかんだが有意味語にはならない。 I 玩具でごく簡単な遊び。 DA (0:4.8～1:0.6)	A 自分でスプーンをもち食べようとするがほとんど全介助。 A 排泄の際介助に少し応じようとする。 M 一人立ち、つたい歩き程度。 C 簡単な指示・禁止が動作でわかる程度。(オイデ、チョウダイ) C 音声はまねするが有意味語にはならない。 DA (0:8.4～1:6)	A 食事には多くの介助が必要。(物をつかんで口にもっていく程度) A 着脱・排泄の際介助に少し協力する。 C 音声身振りで意思を伝えようとするが身近な者でないと分らない。 M 何とか歩くが不安定、走れない。 C 家族とよその人との区別ができる。 DA (1:0～2:1.2)
3 歳	A 食思あるが全介助。 A 排泄全介助。 A 衣服の着脱衣全介助。 M つかまり立ちもできない。 C 音声を発す	A 食事は一人で食べようとする。 A 常時おむつが必要。(排泄した後泣くことがある程度) M つかまり立ちができる	A 食事には多くの介助が必要。(ものをつかんで口にもっていく程度) A 排泄の際介助には応じる。(足を広げたり、しゃ	A スプーンで食べられるがかなりこぼす。 A 排泄の際一人でパンツをおろすが介助が必要である。 M 階段の昇り

	る程度。 MA (<0 歳 9.6 月)	が一人立ち はできない。 C 音声は発するが有意味語はしゃべれない。 C 感情表現は快, 不快くらいである。 MA (0 歳 7.2 月 ~1 歳 4.8 月)	がんだりする) M 歩けても不安定である。 C 簡単な指示や禁止の言葉もほとんど分からない。 C 家族とよその人の区別が分かる。 MA (1 歳 0.6 月 ~2 歳 0 月)	降りは一人で手すりにつかまることができる。 C 2, 3 の単語で意思を伝えられる程度にとどまる。 C ○○○○をもってきたさいなど簡単な指示や禁止しかわからない。 MA (1 歳 6 月 ~2 歳 9.6 月)
4 歳	A 食思あるがほとんど介助。 A 常時おむつが必要。(排泄した後泣くことがある程度) M つかまり立ちができるが一人立ちができない。 C 音声を発する程度。 D やっと棒などが握れる。 MA (<1 歳 0 月)	A 食事には多くの介助が必要。(物を手づかみで口にもっていく程度) A 排泄を予告しないから点検が必要。 M 歩けても不安定である。 C 発語らしきものが1~2 (マンマ, ブーブー) があるがほとんど発声のみである。 D 鉛筆やクレ	A スプーンで食べられるが, かなりこぼす。 A 排尿・排便は出来る者もいるが定期的な指示や介助が必要である。 M 階段を手を引いてもらって昇る。 C 身振りなどで要求は伝えられるが, 言葉は数語にとどまる。	A スプーンで食べる。 A 一人で排尿するが注意が必要。 M 足を交互に出して階段を昇れるようになる。 C 簡単な応答ができるが単語を並べる程度。 D 真似をして線を書く。 MA (2 歳 0 月 ~3 歳 6 月)

		ョンを握れる程度。 MA (0 歳 9.6 月～1 歳 9 月)	D なぐり描きをする程度。 MA (1 歳 4.8 月～2 歳 6 月)	
5 歳	A 食事の介助には応じる。 A オムツを使用しているが時には予告することもある。 M 歩けても不安定である。 C 音声は発するが有意味語はしゃべれない。 D 鉛筆やクレヨン握れる程度。 MA (<1 歳 2.4 月)	A 排泄の際介助には応じる。(足を広げたり、しゃがんだりする) A 着衣の際介助には応じる。(手をのばしたり足を広げたりする) M 階段を片手を引いても昇る。 C 簡単な指示や禁止の言葉もほとんど分からない。 D なぐり描きをする程度。 MA (1 歳 0 月～2 歳 1.2 月)	A 排泄には介助が必要である。 A 一人でパンツをおろすことができる。 M 足を交互に出して階段を昇れるようになる。 C ごく簡単な応答しかできない。 D 真似をして線を書く。 MA (1 歳 9 月～3 歳 0 月)	A 排尿は一人ですが点検が必要。 A 脱げるが着るのは難しい。 M 階段の昇り降りは一人でどうにかできる。 C 会話はできるがたどたどしい。 D 鉛筆でマルを書く。 MA (2 歳 6 月～4 歳 2.4 月)
6・7 歳	A 身のまわりの始末(食事・排泄・着脱衣)はほとんどできない。 M 歩けても不安定である。	A 衣服の着脱や排泄などには多くの介助が必要である。 M 階段は一人で昇れるが降りるとき	A 身のまわりの始末はある程度できる。(スプーンやフォークなら食べられる。お尻がよくふけ	A 身のまわりの始末は大体できるが不完全。 C 会話はある程度できるが語いが少く使い方が

	(まっすぐ歩けない, ぎこちない) C 発語らしきものが1～2 (マンマ, ブーブー) あるがほとんど発声のみである。 C 指示に対してはほとんど反応しない。 C 感情表現は快, 不快ぐらいである。 MA (<1 歳 7.2 月)	には介助が必要。 C 身振りなどで要求は伝えることはできるが言葉は数語にとどまる。 C ごく簡単な指示しか分からず従えない。(手を洗いなさい, おいで, すわりなさい) C 他の子供に関心を持つが一緒に遊べない。(つついたり, 笑ったり, 声を出したりする) MA (1 歳 2.4 月～2 歳 9.6 月)	ない, 脱げるが着るのは難しい) C 簡単な応答はできるが単語を並べる程度。 L 読み書きは困難だがいくつかの文字の弁別はできる。 S 1 人, 2 人の級友なら遊ぶことができる。 S 外出には常につきそいが必要である。 MA (2 歳 1.2 月～4 歳 0 月)	不完全。 L 平仮名はひろい読みができ, 名前が書ける程度。 L 大小, 多少はわかるが数の理解は難しい。 S 指示に従って集団行動がとれるがはずれやすい。 MA (3 歳 0 月～5 歳 7.2 月)
8 ・ 9 歳	A 身のまわりの始末は常に介助が必要である。 M 階段の昇り降りは介助が必要である。 C 簡単な指示や禁止の言葉もほとん	A 身のまわりの始末はかなりの介助が必要である。 M 階段の昇り降りは一人でできる。 C ○○○○をもってきなさいなどの	A 身のまわりの始末は大体できるが点検が必要である。(例えばお尻がふけない, シャツが裏返しなど) C 会話がで	A 身のまわりの始末は大体できるが不完全。 C 日常会話はかなりできるが充分ではない。 L 平仮名で文が書ける。 S 簡単な買い

	ど分からない。 C 指示に対してあまり反応しないが機嫌のいいときはすることもある。 S 一人でいることが多いが働きかければ交渉ができる。(ついたり、笑ったり、声を出し合ったりなど) MA (<2 歳 0 月)	簡単な指示しか分からない。 C ごく簡単な応答しかできない。(うん、首をふるなど) S 他の子供に関心を持つが一緒に遊べない。(ついたり、笑ったり、声を出し合ったりする) MA (1 歳 7.2 月 ~ 3 歳 6 月)	どしい。 L 平仮名が 10 ~ 20 位書ける。 S 指示に従って集団行動がとれるがはずれやすい。 S 慣れたところなら目的地までどうにか一人で歩いていく。 MA (2 歳 9.6 月 ~ 5 歳 0 月)	物 (1, 2 品) ができる。 S 慣れた経路なら電車、バスで通学できる。 MA (4 歳 0 月 ~ 7 歳 0 月)
10 ・ 11 歳	A 身のまわりの始末は介助が必要である。(食事・排泄・衣服の着脱などは自分でする気はある) C 身振りなどで要求を伝えることはできるが言葉は数語にとどまる。 C 数語の単語が言えるが	A 身のまわりの始末はある程度できる。(例えばスプーンやフォークなら食べられる、お尻がよくふけない、脱げるが着るのは難しい) C 簡単な応答はできるが単語を並べる程度。 C ○○○○を	A 身のまわりの始末は大体できるがシャツ、パンツ、靴などはまちがえることがある。 C 日常会話はある程度できるが語いが少ない。 L ごく簡単な文(二語文程度)が書ける。 S 経験をつめば買い物 (1	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみについては気を配れない。 C 日常会話は大体できるが充分ではない。 L 2, 3 の漢字を使った文の読み書きができる。 S 簡単な買い物 (2, 3 品

	慣れないとわからない。 C 簡単な指示しか分からない。(座りなさい、食べなさい) S 1人でいることが多いが働きかければ他人との交渉ができる。(つついたり、笑ったり、声を出し合ったりなど) MA (<2歳4.8月)	もってきなさいなどの簡単な指示や禁止がわかりそれに従える。 L 読み書きは困難だが、いくつかの文字の形態弁別はできる。 S 外出には常につきそいが必要である。 MA (2歳0月~4歳2.4月)	品くらい)ができる。 S 慣れた経路なら電車、バスで通学できる。 MA (3歳6月~6歳0月)	程度)ができる。 S 乗り物が利用(通学、外出など)できるようになる。 MA (5歳0月~8歳4.8月)
12 ~ 14 歳	A 身のまわりの始末は介助が必要である。(1人でしても汚したり失敗したりする) C ごく簡単な指示しか分からない。(座りなさい、食べなさい) O 単語が5~6言えるが会話にはならない。	A 身のまわりの始末はどうにかできるが点検が必要である。 C 簡単な指示ならある程度従える。 C 会話はできるが単語を並べる程度。 S 監督のもとで短時間ならある程度集団行動がとれる。(散歩、ボール遊	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみについては気を配れない。 C 日常会話は意思が通じるがたどたどしい。 L 具体的なことがらの日記を2~3行書ける、100円までの買い物な	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみについては気を配れない。 L 簡単な漢字を使った文章の読み書きはできるが抽象的な内容の理解は難しい。 L 簡単な買い物の計算ができる。

	S 1人でいることが多く集団行動はできない。 O 簡単な手伝い位しかできない。(新聞をもってくる、茶碗の出し入れなど) MA (<3歳0月) (<2歳10.4月)	びなど) O 監督のもとで簡単な作業ができるが長続きしない。(草とり、雑巾がけなど) MA (2歳4.8月~5歳3月) (5歳0.2月)	ら計算ができる。 S 大体みんなと集団行動がとれるがはずれやすい。 O 簡単な作業は出来るが時々注意が必要である。 MA (4歳2.4月~7歳6月) (7歳2月)	S 慣れたところなら乗り物の利用ができる。 O 単純作業は自発的にし、かなり持続・集中できるが責任は充分には果たせない。 MA (6歳0月~10歳6月) (10歳0.9月)
15 ～ 17 歳	A 他人の助けを借りなければ身のまわりの始末ができない。 C ごく簡単な指示にはある程度従えるがムラが多い。 C 単純な意思表示しかできない。 S 集団行動は散歩程度しかできない。(他の人についていける程度) O 簡単な手伝い位しかで	A 身のまわりの始末はどうかできる。 C 日常会話はある程度できるが語いが少ない。 L やさしい文字は読んだり書いたりできる。 S 監督のもとで短時間ならある程度集団行動がとれる。(散歩、ボール遊びなど) O 監督のもとで簡単な作	A 身のまわりの始末はできるが状況(時・所・場合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 C 日常会話はたどたどしいがある程度はできる。 L 2～3の漢字を使って簡単な文章が書ける。100円位の買い物は計算ができる。 S 簡単な社会	A 身のまわりの始末はできるが状況(時・所・場合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 L 新聞が読めるが内容は不十分にしか理解できない。 L いくつかの買い物の計算ができる。 S 乗り物の利用、他人との協力などはある程度は

	きない。(新聞を持ってくる, 茶碗の出し入れなど) MA(<3歳7.2月) (<3歳0月)	業ができるが長続きしない。(庭の草とり, 雑巾がけなど) MA(3歳0月~6歳3.6月) (2歳10.4月~5歳3月)	生活のきまりはある程度理解できる。 O 単純な作業はできるが自発性に乏しい。 MA(5歳3月~9歳0月) (5歳0.2月~7歳6月)	できる。 O 作業は訓練によってかなりできるようになる。 MA(7歳6月~12歳7.2月) (7歳2月~10歳0.9月)
18 ~ 29 歳	A 他人の助けを借りなければ身のまわりの始末ができない。 C 簡単な意思表示しかできない。 S 集団行動は散歩程度しかできない。 L 文字の読み書きや数量処理はできない。 V 単純作業も難しい。	A 身のまわりの始末はどうかできる。 C 簡単な日常会話しかできない。 S 指示されても集団行動は充分にはできない。 (体操, ボールけりなど) L やさしい文字の読み書きはできるが数量処理は難しい。 V 断続的な単純作業はどうかできるが長続きせず, 共同の作業はでき	A 身のまわりの始末はできるが状況(時・所・場合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 C 限られた範囲内ならば日常会話はどうか通じる。 S 簡単な社会生活のきまりは, ある程度理解できる。 L 平仮名程度はなんとか読んだり書いたり, また簡単な買い	A 身のまわりの始末はできるが状況(時・所・場合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 C 日常会話はできるが, こみ入った話は難しい。 S 簡単な社会生活のきまりに従って行動できるが, 事態の変化には適応できない。 L 簡単な読み書きや金銭の計算ならばできる。

		ない。	物ができる。 V 単純作業なら ばできる。	V 単純作業を 中心とする 職業に就労 できるが監 督が必要で ある。
30 ～ 49 歳	A 他人の助け を借りなけ れば身のま わりの始末 ができない。 C 簡単な指示 には従うこ とができる。 C 単純な意思 表示しかで きない。 S 集団行動は 散歩程度し かできない。 V 単純作業も 難しい。	A 身のまわり の始末はど うにかでき る。 C 簡単な日常 会話はどう にかできる。 S 監督のもと でなら、ある 程度集団行 動はとれる。 (体操, ボー ルなげなど) L やさしい文 字は、どうに か読んだり 書いたりで きる。 V 短時間な ら、ある程度 単純作業は できる。	A 身のまわり の始末はで きるが状況 (時・所・場 合・T.P.O) に応じた配 慮ができな い。例えば服 装など。 C 日常会話は ある程度で きる。 S 簡単な社会 生活のきま りはある程 度理解でき る。 L 平仮名程度 はなんとか 読んだり書 いたり、また 簡単な買い 物ができる。 V 単純作業な らばできる。	A 身のまわり の始末はで きるが状況 (時・所・場 合・T.P.O) に応じた配 慮ができな い。例えば服 装など。 C 簡単な日常 会話はどう にか通じる。 S 簡単な社会 生活のきま りは理解で きる。 L 簡単な読み 書きや金銭 の計算はど うにかでき る。 V 監督のもと でなら単純 作業の職業 に従事でき る。
50 ～ 59 歳	A 他人の助け を借りなけ れば身のま わりの始末	A 身のまわり の始末はど うにかでき る。	A 身のまわり の始末はで きるが状況 (時・所・場	A 身のまわり の始末はで きるが状況 (時・所・場

	ができない。 C 簡単な指示には、ある程度従えるがムラが多い。 C 単純な意思表示しかできない。 S 集団行動は散歩程度しかできない。（他の人についていける程度） O 簡単な手伝い位しかできない。（新聞をもってくる、茶碗の出し入れなど）	C 日常会話はある程度できるが語いが少ない。 L やさしい文字は、どうか読んだり書いたりできる。 S 短時間なら監督のもとで、ある程度集団行動がとれる。（散歩、ボール遊びなど） V 監督のもとでなら簡単な作業ができるが長続きしない。（草むしり、雑巾がけなど）	合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 C 日常会話は、たどたどしいがある程度できる。 L 2～3の漢字を使って簡単な文章が書ける。また100円位の買い物なら計算ができる。 S 簡単な社会生活のきまりはある程度理解できる。 V 単純作業はできるが自発性に乏しい。	合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 L 新聞が読めるが内容は不十分にしか理解できない。 L いくつかの買い物の計算ができる。 S 乗り物の利用、他人との協力などは、ある程度できる。 V 単純作業はできるが、監督が必要である。
60～69歳	A 身のまわりの始末は介助が必要である。 C 簡単な指示しか分からない。（座りなさい、食べなさい） C 単語は5～	A 身のまわりの始末はどうかできるが点検が必要である。 C 簡単な指示ならある程度従える。 C 単語を並べる程度の会	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみには気を配れない。 C 日常会話は意思が通じるがたどたどしい。	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみには気を配れない。 L 簡単な漢字を使った文章の読み書きはできる

	6 いえるが会話にはならない。 S ひとりでいることが多く集団行動はできない。 O 簡単な手伝い位しかできない。(新聞をもってくる, 茶碗の出し入れなど)	話はできる。 S 短時間なら監督のもとで, ある程度集団行動がとれる。(散歩, ボール遊びなど) V 監督のもとでなら簡単な作業ができるが長続きしない。(草むしり, 雑巾がけなど)	L 具体的なことがらの日記を2～3行なら書ける。また100円位までの買い物なら計算できる。 S 集団行動はとれるがはずれやすい。 V 簡単な作業はできるが, 時々注意が必要である。	が, 抽象的な内容の理解は難しい。 L 簡単な買い物の計算ができる。 S 慣れた所なら乗り物を利用して外出できる。 V 単純作業はかなり持続, 集中できるが責任はあまり果たせない。
70歳以上	A 身のまわりの始末は介助が必要である。 C 言葉での意思表示はできないが, 身ぶりなどで要求を伝えることはできる。 C 簡単な指示しか分からない。(座りなさい, 食べなさい) C 数語の単語は言えるが, 慣れないと分からない。	A 身のまわりの始末はある程度介助が必要である。 C 簡単な応答はできるが, 単語を並べる程度。 C 簡単な指示や禁止は理解し, それに従う。 L 読み書きは困難だが, いくつかの文字の形態弁別はできる。 S 外出には付き添いが必	A 身のまわりの始末はどうかできる。 C 日常会話はある程度できるが語いが少ない。 L ごく簡単な文(2語文程度)が書ける。 S 一品程度の買い物しかできない。 S 慣れた経路なら, どうか電車やバスを利用して外出でき	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみに気を配れない。 C 簡単な日常会話はできる。 L 2, 3の漢字を使った文の読み書きはできる。 S 簡単な買い物(2, 3品程度)はできる。 S どうか乗り物を利用して外出で

	S 他人との交 渉を自分か ら求めるこ とがなく、ひ とりでいる ことが多い。	要である。	る。	きる。
--	--	-------	----	-----

※下段の（ ）内は修正年齢（田研，田中ビネーによる）

出典：平成 17 年知的障害児者基礎調査（厚生労働省実施）の手引き

別記様式第1号

療育手帳 新潟市第 号 年 月 日 交付 年 月 日 再交付 しめい氏名 年 月 日生		本人	住所		判定の記録	しょうがい の 程度 （総合判定）		はんてい び 判定日	りょういく そうだん きろく いりょう そ ち きょういくとう 療育・相談の記録（医療・措置・教育等）		
							はんてい び 次回判定	ねん がっぴ 年月日	じこう 事項	とりあつかい かん 取扱機関	
							はんてい き かん 判定機関				
				がっぺいしょう 合併障がい							
							ほごしゃ きろく 保護者の記録				
しょうがい の 程度 （総合判定）			保護者	しめい氏名		よび らん 予備欄					
つづきがら 続柄											
住所											
りょかくてつどうかぶしきがいしゃりょかくうんちんげんがく 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額											
にいがたし 新潟市											

※管理区	
------	--

療育手帳（ 交付・再交付・再判定 ） 申請書

（宛先）新潟市長

年 月 日

（申請者）

住所 新潟市

氏名

～写真添付～
縦4×横3cm
1枚（貼らずに）

療育手帳の〔 交付 ・ 再交付 ・ 再判定 〕を受けたいので申請します。

本人	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)		
	住 所	新潟市 電話 (- -)		
	就学等の 状 況	1 未就学 保育園・幼稚園 2 不就学 3 就学猶予 () 年 4 就学 小学校・中学校・高等学校 卒業・() 学年在学中 就学状況 (普通学級・特別支援学級・特別支援学校)		
	年金等	1 特別児童扶養手当 () 級 2 障害基礎年金 () 級		
保護者	ふりがな 氏 名	(年 月 日生)	続柄	
	住 所	電話 (- -)		

参 考	新規交付申請→①へ 再交付申請→②・③へ 再判定申請→③へ		
	①（新規交付のみ記入） 1 現在までに児童相談所または知的障害者更生相談所で相談を受けましたか。 ・は い → () 相談所で 年 月 日に相談 ・いいえ 2 施設等に入所していますか。 ・は い → 施設名 _____ ・いいえ		
	②（再交付申請の場合のみ記入） 再交付の理由 [・書換え ・破損 ・紛失 ・その他 ()]		
	③（療育手帳所持状況） 手帳番号 _____ 第 _____ 号 交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 障がいの程度 _____ A ・ B		受領印
手帳受け取り 希 望 場 所 (○をつける)		区役所（北 ・ 東 ・ 中央 ・ 江南 ・ 秋葉 ・ 南 ・ 西 ・ 西蒲） 出張所（北 ・ 石山 ・ 東 ・ 南 ・ 西 ・ 黒埼） 【注：希望がない場合は、本人住所の区役所で受け取りとなります】	
備 考			

※判定 の記録	障がいの 程度	(総合判定)	合 併 障がい	(障がい名 (身障手帳 種 級)	判定年月日	年 月 日
					次回判定年月	年 月
					判定機関	児相 ・ 知更相

添付書類 ・ 本人の写真1枚〔縦4cm横3cm, 上半身・脱帽（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く）〕
・ 現在お持ちの療育手帳のコピー（紛失を除く再交付・市外からの転入の場合のみ必要）

- 注 1 申請者は手帳の交付等を受けようとする本人又は保護者の方の氏名を記入してください。
2 就学状況・年金等受給状況等、該当するところに○印をつけてください。
3 ※欄は、記入しないでください。
4 新潟市以外で手帳の交付を受けた人は、申出書の提出により判定を省略できる場合があります。

様

新潟市長

療育手帳交付決定通知書

判定の結果、下記のとおり療育手帳の交付が決定しましたので通知します。下記の事項にご留意のうえ、交付場所までご来所ください。

また、手帳交付にあたり、障がい福祉制度等についてご説明いたします。およそ30分～1時間程度かかる見込みですので予めご了承ください。

記

氏名			
判定結果		再判定年月	
手帳受領期限			
持参して いただく もの			
交付場所			

※手帳受領期限を過ぎても手帳の受け取りは可能ですが、受給できるサービスの開始が遅くなるため、できるだけ期限内の受取をおすすめします。

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号

第 号
年 月 日

様

新潟市長

療育手帳非該当通知書

判定の結果、下記のとおり非該当となったのでお知らせします。

記

- 1 本人氏名
- 2 本人住所
- 3 非該当理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新潟市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟市を被告として（訴訟において新潟市を代表する者は新潟市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※管理区	
------	--

療育手帳変更届出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 住所 新潟市

氏名

下記のとおり、療育手帳の記載事項に変更がありましたので届出します。

記

手帳番号	第 号
手帳に記載の本人氏名	
生年月日	年 月 日
変更事項	・(本人 ・ 保護者) の (住所・氏名) の変更 ・その他 ()
変更年月日	年 月 日

変更事項（「変更前」には変更になる項目だけ、「変更後」にはすべて記入してください。）

変更内容		変更前	変更後
本人	ふりがな 氏 名		
	住 所	新潟市 電話 (- -)	新潟市 電話 (- -)
	その他		
保護者	ふりがな 氏 名	続 柄 ()	続 柄 ()
	住 所	新潟市 電話 (- -)	新潟市 電話 (- -)
	その他		

※印は記入しないでください。

別記様式第 6 号

療育手帳返還届

年 月 日

(宛先) 新潟市長

次により療育手帳を返還いたします。

療育手帳返還者	氏 名	
	住 所	
療育手帳番号	第 号	
療育手帳 交付年月日	年 月 日	
返還理由		

児童相談所 知的障がい者更生相談所 受付印	福祉事務所受付印	出張所 送付年月日	年 月 日
		届出者署名欄	
		住 所	
		氏 名	
		電話番号	

申 出 書

年 月 日

新 潟 市 児 童 相 談 所 長
新 潟 市 知 的 障 がい 者 更 生 相 談 所 長

申 出 者

(手 帳 所 持 者 と の 続 柄)

下 記 の 判 定 機 関 に お い て , 既 に 判 定 が 行 わ れ て い ま す の で , 可 能 な 限 り
の 時 の 判 定 資 料 を 活 用 し て , 判 定 を 行 っ て く だ さ い 。

な お , 下 記 判 定 機 関 に お い て 判 定 が 行 わ れ て い な い 場 合 に は , 過 去 に 療 育
手 帳 の 判 定 を 行 っ て い る 判 定 機 関 の 資 料 を 活 用 し て , 判 定 を 行 っ て く だ さ
い 。 ま た , 取 り 寄 せ た 資 料 だ け で は 判 定 で き な い 場 合 は , 貴 所 の 判 定 を 受 け
ま す 。

記

1 現 住 所

2 本 人 氏 名

3 生 年 月 日

4 判 定 機 関 名

5 旧 住 所 地

※ 申 出 者 は , 療 育 手 帳 交 付 申 請 書 の 申 請 者 と 同 一 人 で , 手 帳 の 交 付 を 受 け
よ う と す る 本 人 ま た は 保 護 者 の 方 と な り ま す 。